

受益者負担金、分担金について

下水道事業は、不特定多数の人が利用できる道路や公園と違い、利用できる人や地域が限定されます。したがって、下水道の建設費をすべて一般町費（税金）でまかなうことは、この下水道を利用できない人にまで負担させることになります。

このため、下水道が整備されることによって利益を受ける人に建設費用の一部を負担していただき、利用できない人との不公平をなくしようとするのが受益者負担金、分担金制度です。

受益者負担金、分担金の額は、排水しようとする建築物が支配している概ねの区画地（建築面積）ごとに**14万円**です。

地上権等を有する者（借地に住宅を建てられている方など）が受益者となったときは、土地所有者と協議して納付される方を定めてください。

負担金、分担金の減免制度

○町では、皆様が早期に接続（加入）して頂けるよう、供用開始から5年以内に接続された場合は、負担金、分担金を免除する制度を設けています。（徴収免除）

赤色の区域：平成31年3月末まで免除（今年度が最終年度）

茶色の区域：平成32年3月末まで免除 **水色の区域**：平成33年3月末まで免除

黄色の区域：平成34年3月末まで免除 **紫色の区域**：平成35年3月末まで免除

緑色の区域：負担金（14万円）が発生します。 **青色の区域**：未供用区域

○この他、災害等の事故により納付することが困難な場合の猶予や公共性の高い施設の土地、その他特別事情があると認められる場合の減免制度を設けています。

○詳しくは、建設課へお問い合わせください。

